

議案第 1 5 6 号

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市消防関係事務手数料条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 ～ 3 5 [略]		1 ～ 3 5 [略]	
3 6 液化石油ガス法第 3 7 条の 3 第 1 項の規定による液化石油ガス法第 3 6 条第 1 項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3 1, 0 0 0 円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第 2 0 条第 1 項若しくは第 3 項又は同法第 3 9 条の 1 1 第 1 項の規定による完成検査を受け、又は自ら行い、同法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と 5, 8 0 0 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	3 6 液化石油ガス法第 3 7 条の 3 第 1 項の規定による液化石油ガス法第 3 6 条第 1 項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3 1, 0 0 0 円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第 2 0 条第 1 項若しくは第 3 項又は同法第 3 9 条の 2 2 第 1 項の規定による完成検査を受け、又は自ら行い、同法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と 5, 8 0 0 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
3 7 ～ 4 3 [略]		3 7 ～ 4 3 [略]	

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 1 日から施行する。